

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名		新潟県ビル管理協同組合	
項目	内容		
1 基本方針			
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。 		
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 児童の平等利用を確保し、児童の健康管理、安全管理、情緒の安定を図り、クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成、自主性、社会性、創造性の向上及び保護者の子育て支援を図る 児童・保護者・地域のニーズに即した管理運営及び職員の資質向上に努め、モチベーションの高いクラブ運営を実現する 		
2 運営組織			
(1) 職員配置	<正規支援員> 各クラブ2名 <補助員> 各クラブ運営に即し適正な人員を配置		
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い人材を育成するための計画的な研修の実施 計画的、継続的な職員公募により、職域全体において広く人材を確保し、採用・配置にあたっては、厳正な選考とOJT教育を含む採用前研修を実施 		
3 運営についての提案			
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	<ul style="list-style-type: none"> 児童の人権と人格を最大限尊重して常に傾聴の姿勢を基本とし、子どもの年齢層による発達過程と個々の養育環境を十分に理解し、個別のかつ適正な育成を図る。 		
(2) 保護者との連携及び保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> 入会時の「児童調査票」への記入とヒアリング及びクラブの設置目的への協力を要請して子どもたちの放課後生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と家族の生活を守る。 		
(3) 学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に子どもの安全確保と健康に関する情報交換と共有し、学校施設の利用等に関して積極的な連携を図る。学校とクラブの連動性に考慮し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。 		
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ひまわりクラブの存在とその目的を的確な広報活動を用いて周知し、クラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討する。 突発的な病気やケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。 おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける。 		
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの受入にあたっては、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討する。 		
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	<ul style="list-style-type: none"> 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置し、要望・苦情等の受付体制の明確化と積極化を図り、経過等については対応事例として検証と評価を行い、事業運営に反映させる。 利用者アンケートにより日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。 		
4 危機・維持管理			
(1) 事故防止、防災	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応マニュアルに則し、「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。 		
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な防災訓練、教育訓練研修、不審者対策の実施。 「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への加入。 定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止。 緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。 		
(3) 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規程」に則った運用の周知徹底 		
(4) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に子ども、保護者の様子に意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの中から早期発見に努める。 児童虐待に対する職員への啓発と普及及び行政との連携 		
(5) 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、子どもが安全・快適・健康的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的とした年間計画に基づき実行。 		

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	社会福祉法人下山福社会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・地域福祉の充実
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達段階を踏まえながら、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 ・子どもたちの安全、健康、情緒の安定、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立を図る。
2 運営組織	
(1) 職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員 5名 ・放課後児童支援員補助員 7名 ・事務員 1名
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し管理していく等の環境を整備するとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への支援、情報提供を行う。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連携を取り、児童の様子を日常的に伝え共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援する。
(3) 学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活とは定期的に情報交換、情報共有を行い、子どもの生活の連続性に配慮しながら連携を行う。
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協力が得られるよう、地域組織や関係機関と情報交換、相互交流を図る。地域の住民と連携、協力し、事故、災害、防犯から子どもを守る取り組みを行う。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、学校、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。 ・個々の発達を理解し、子どもの思い、保護者の思いに寄り添い、育成支援に努める。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート、保護者アンケートを行い、児童や保護者が意見を伝えやすい環境を整える。 ・苦情解決担当者、苦情受付担当者、第三者委員の仕組みについて周知する。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設整備を設けるとともに、年2回以上の訓練を行い敏速に対応できるようにする。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自ら危険を察知し、安全に関する自己管理機能を身に着けられるよう援助する。 ・事故、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるよう定期的に訓練を行う。
(3) 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。 ・個人情報の保護や秘密の保持について、定期的に研修を行い、法令を遵守する。
(4) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状態や家庭の状況を把握し、学校や関係機関と連携し適切に対応する。 ・日常の子どもや保護者との関わりから、虐待の早期発見、虐待防止につながるよう配慮する。
(5) 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に安心して過ごせるよう、施設の整備、清掃、環境を整える。 ・保護者が安心して子どもを預けることができる環境の整備に努める。

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	山の下地区コミュニティ協議会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	児童の安全確保、生活の場と遊びをとおした健全育成を図る
(2) 基本方針	児童の健康と安全管理および情緒の安定。遊びの活動と学習意欲の形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援
2 運営組織	
(1) 職員配置	新潟市ひまわりクラブ仕様書の定める通り配置
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	地域の人材活用を基本に知識と理解および情熱を有する質の高い人材を採用。定期的研修と会議を持つことで質の担保を確保する。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に個別に適正な育成を図る
(2) 保護者との連携及び保護者支援	連絡帳でのやり取りや送迎時に積極的に声掛けをしコミュニケーションを図る。クラブ便りを毎月発行しクラブでの様子や持ち物、児童の様子など発信している。保護者や児童を褒め、励まし問題の早期解決を共に協議する。
(3) 学校との連携	学校長・学級担任と情報共有し個々に見合った支援を行う。
(4) 地域との連携	地域のお祭りや地域主催のイベントに参加する
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	個々の個性に見合った支援指導を行う。学級担任や特別支援担任と情報共有し援助・支援・協力を仰ぐ
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	保護者や地域の要望・苦情は積極的に意見を傾聴した上でその後の事業運営に取り入れていくか協議し受付窓口から解決まで体制の整備を図ることで問題解決を迅速化する
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	不慮の事故・発生を常時意識しヒヤリハット記録簿をつけ重大事故の防止と安全対策を講じる
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	発生時に適切かつ迅速な行動および連絡体制を確保し児童の安全確保を最優先に対応する
(3) 個人情報保護	個人の人格尊重を理念に法令を遵守し慎重かつ適切に取り扱う
(4) 虐待防止	早期発見・通告義務・学校と連携し児童に対して適切な対応を行う
(5) 施設管理	安全衛生面に配慮し日々点検を行い児童の安定した生活の場を確保する

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	株式会社 Dream Advance ゆめのき学園
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	自分で考え 自分で選択し 未来を創る力を育む
(2) 基本方針	放課後をリデザインする
2 運営組織	
(1) 職員配置	基本 正規2名 加配2名 日々代替2名 土曜登録1名 長期休みシフト制
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	方針に共感する人材を、支援の単位に合わせて確保する。支援員の資質向上や子どもたちの活動の充実のために、現場のニーズに合わせた研修を実施する。また、日々のミーティングを充実させ、チーム力・対話力を育てる。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	支援員は子どもたちの発達段階に応じ、安心し信頼できる魅力的な大人として存在する。どうすればより良いクラブになるかを子どもたちで考え、選択していく力がもてるような環境を用意する。多様な外部団体と合同イベントを通じて、子どもが家族とは異なる大人と関わることに喜びや楽しさを感じてもらおう。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	児童の出欠状況や体調、精神面の変化などを保護者と共有できるよう、送迎時の対話を大切にする。保護者が安心して子育てと仕事との両立ができるよう支援する。
(3) 学校との連携	クラブの生活や活動に快い協力が得られるよう、日頃より顔の見える関係を心掛ける。子どもの健全育成のために定期的連絡会を設け情報共有を行う。
(4) 地域との連携	地域住民、学生団体、子どもたちの成長に関わる様々な人と積極的に連携を取っていく。ふれあいスクールとひまわりクラブで連携し子どもたちの活動の幅を広げられるようにする。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	入会前に保護者から児童についてよく聞きとる。児童本人と保護者の想いに十分に寄り添い、理解する。出来る限り希望に添えるよう、必要な支援配慮を考え、日々の様子を保護者と共有しながら対応を検討していく。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望・苦情に関しては、丁寧に感情を受け止め複数の支援員で最善の方法を考えて対応する。心配事や不信感に繋がらないよう、日頃から密接なコミュニケーションを心がける。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	日頃から施設の点検を怠らず、安心して活動できる環境を整える。有事に備え、定期的な避難訓練、職員研修を実施する。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	緊急マニュアルに沿って迅速に対応できるよう訓練を重ね、想定外の事態にも柔軟で的確な行動が取れるよう、日頃より職員一人ひとりが意識して業務にあたる。
(3) 個人情報保護	個人情報については細心の注意を払い適切に取り扱う。日々のミーティングの中で、必要に応じて個人情報の扱いについて職員同士で確認を行う他、マニュアル作成と職員研修を実施する。
(4) 虐待防止	職員は子どもに対して尊厳を持って接することで虐待防止に努める。また職員自身も日々の心と身体の健康を心掛ける。
(5) 施設管理	点検票に基づき定期的に施設内外の安全点検を実施する。日々の業務の中で常に安全かどうかの視点を持って行動する。

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名		シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
項目	内容	
1 基本方針		
(1) 基本理念	「未来のこどもたちのために」の理念のもと、ひまわりクラブを通じて、こども一人ひとりとの絆を大切に致します。	
(2) 基本方針	5つの運営方針：①安心・安全 ②温かい気持ち ③自立心を育む ④楽しく学ぶ ⑤アクティブ 3本の柱：①健全育成プログラム ②学習支援 ③生活支援	
2 運営組織		
(1) 職員配置	・支援の単位毎に施設責任者（放課後児童支援員）の配置し2名以上で子どもの育成支援を実施 ・運営支援担当を選任（業務；新潟市、関係機関、クラブとの調整、連絡・相談）	
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	・本部・営業所・近隣現場からの応援体制（人欠時・長期休暇時） ・入社時研修、定期的なブラッシュアップ研修の実施。基礎・専門知識の習得	
3 運営についての提案		
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	・児童期（低学年・中学年・高学年）の発達の特徴を踏まえたかわり、指導 ・年間行事を通じた児童育成（感性育成プログラム・造形遊び、食育セミナー）	
(2) 保護者との連携及び保護者支援	連絡ノート・おたより、保護者会を中心に連携・協力 アンケートによる利用実態調査。運営改善活動の実施	
(3) 学校との連携	定期的な情報交換会の開催。児童に関する情報共有、協力体制の確立	
(4) 地域との連携	関係機関（警察署・消防署・町内会・育成協議会等）との連携	
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	【障がい児対応】 ・支援員加配や施設・設備が整っている場合、可能な限りの受け入れ ・関係機関（学校、病院、キッズサポートチームなど）や保護者との連携、ひまわりクラブに通う子どもたちへの理解と協力による育成サポート体制の確立 【アレルギーを有する児童】 ・生活管理表指導表によるアレルギー食物の確認・排除の徹底 ・お皿の色分け、児童名、アレルギー食物名を記入したお皿での提供 ・おやつは配る前に職員2名以上で確認してから分配 ・定期的なエビベン講習会実施による、支援員の資質向上	
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	・未然防止への取り組み（日々のミーティングによる支援員間の情報共有の徹底） ・現場で解決困難な場合は第三者委員（キッズサポートチーム）を含めた問題解決・アドバイスの実施	
4 危機・維持管理		
(1) 事故防止、防災	・緊急連絡体制の確立、緊急連絡表のひまわりクラブ内に掲示 ・防犯・危機管理・安全衛生マニュアルの作成・整備	
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	・学校・地域・警察との情報共有 ・新潟県警が発信する不審者情報メールの確認・注意喚起の実施 ・災害を想定した自主的な避難訓練の実施	
(3) 個人情報保護	個人情報保護に関しては特に細心の注意を払い、取り扱いを行うよう指導しております。個人情報は施錠できるキャビネットで保管し、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等、及び個人情報への不正アクセスなどの防止策を講じております。	
(4) 虐待防止	クラブ責任者が中心となり全職員に児童虐待の発見に努めるという認識を持たせ、虐待を発見した場合の対応方法を指導	
(5) 施設管理	仕様書等で示されている維持管理業務内容・維持管理業務水準を遵守するとともに、日常的な維持管理に関わる法令等を十分に理解し、定期的な点検を実施	

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	小林コミュニティ協議会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	児童が安心・安全に過ごすことができる場を提供し健やかな成長を育む。
(2) 基本方針	児童自らの意欲・自主性の尊重。発達や状況に応じた育成支援。安心して過ごせる居場所づくり。個々の気持ちに寄りそう支援。
2 運営組織	
(1) 職員配置	基本方針を目標とし 個々の児童へ手厚い支援が行き届く職員配置とする。
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	地域へ職員募集チラシの全戸配布。学校支援員へ協力要請等地域の人材を活用する。研修・日々の事象について協議し自己研鑽に励む。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	発達段階に応じて個々の能力や個性を尊重し社会性の育成を心がける。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	クラブ・家庭・学校での児童の様子について会話と面談の実施。保護者の負担軽減のため 夏休み等に弁当業者へ配達依頼の実施。
(3) 学校との連携	学校ボランティアやC S等へ参加で学校と会話の促進。
(4) 地域との連携	地域の文化祭へ参加。自主防災会・警察と連携し災害時等避難訓練・不審者対応訓練の実施。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	保護者と面談により詳細な情報共有をする。関係機関と連携・情報共有により当該児童の心のケアを行う。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望・苦情に傾聴し速やかな対応を行う。第三者委員は元校長・有識者に依頼。入会のしおりで保護者に周知。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	児童の思いがけない行動を予測し 速やかに危険因子の除去・改善。児童へ指導・安全点検で確認・改善。職員間の情報共有。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	事故等緊急時は対象児童に速やかで適切な対応・他の児童の安全確保。保護者へ連絡。救急車の要請等 俊敏な対応。AEDの設置・年1回の救命講習の受講。
(3) 個人情報保護	在職中・退職後においても就業規則に定められた個人情報保護の遵守の周知。書類等を鍵付き書庫で保管・持出し禁止。警備会社によるセキュリティ対策の実施。
(4) 虐待防止	虐待見逃し防止のために 児童の観察。家庭環境の把握。関係機関との連携。
(5) 施設管理	設備・備品等の安全点検。清掃・消毒等の衛生管理。健全な遊びを提供するため 玩具・備品・材料等の確保。

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	社会福祉法人新潟南福祉会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	公の施設管理者としてのその責務を自覚し、管理運営に関する基本事項を実践するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう適切な運営を行う。
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「思いやりと人の痛みがわかる子ども」の育成と「安心して過ごせる安全な居場所づくり」に努める。 ・保護者への子育て支援を図る。 ・地域との密接な連携を実践する
2 運営組織	
(1) 職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 〈正規支援員〉各施設3名 〈補助支援員〉日々代替・土曜日・長期休暇の状況に応じて短時間登録支援員を各施設3名配置
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	質の向上のため、安全管理、生活指導、人材育成等の計画的な研修の実施と、業務の執行体制についても検証、整備する。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達過程の理解と特徴をふまえた、個々の実際に即した援助 ・学年の違う仲間作り、多くの大人との関わりや活動を通し自主性や社会性、創造性が育つよう生活の場の提供
(2) 保護者との連携及び保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「クラブだより」を毎月発行し、活動や生活の様子を発信し行事等の参加、呼びかけの効果的な方法の工夫 ・必要な場合は、保護者と個別面談を行い、悩みや不安などの相談に応じ、助言や支援をし、学校等の関係機関やコミュニティ協議等、地域組織と連携を図り課題解決を図る
(3) 学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者、学校、地域の情報交換だけでなく、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携し地域の育てる力を向上させる。 ・学校より毎月の下校時刻表、行事予定表を頂き、学校へも毎月「クラブだより」を配付し相互の情報交換を行う
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携や法人運営の高齢者との様々な機会を通じた交流で、人の心のぬくもりを大切にする。 ・コミュニティ協議会、自治会長等と連携し、ともに参加できる行事を企画する。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	障がいのある児童も無い児童も、また、食物アレルギー等配慮を要する児童も「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるように運営する。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	児童の保護者様から寄せられた要望・苦情を迅速・適切に処理する為、日々の情報共有、連絡会議を行う。 また、法人の第三者委員会にて広く要望・苦情等の受付を図る。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	学校、地域、他事業者（近隣社会福祉法人等）と連携し個別事象を想定した避難訓練を行う。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	危機予防に心がけ、事故・感染症対応・自然災害等の対応マニュアルの共通理解と徹底を行います。
(3) 個人情報保護	法人内の研修（顧問弁護士・社労士講師による）に参加し、知識を深め、法人の規則に定める個人情報取扱規則等を遵守する。
(4) 虐待防止	家庭と学校の間地点である学童保育は、児童虐待に関して重要な役割を担っている事を踏まえ、社会福祉士を中心に被害児童の行動の特徴や対応など、指導員に必要な研修・指導を行う。
(5) 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施設設備の・遊具の安全点検、定期点検を実施 ・法人本部にて財務処理及び外部会計事務所による監査を行う。

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	特定非営利法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	放課後、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通して子どもたちの健全育成を図る
(2) 基本方針	子どもの健康管理、安全管理、情緒の安定を図る。遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上を図る。保護者の子育ての支援を図る。
2 運営組織	
(1) 職員配置	第1 委嘱支援員2名、補助員加配2名 第2 委嘱支援員2名、補助員加配5名 補助員日々代替13名、事務員2名
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	人材を確保するために広く公募し、厳選に選考する。知識と理解力及び情熱を有する質の高い人材を育成するための積極的な研修への参加、実習生や職場体験の積極的な受け入れをする。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	子どもの発達の特性をふまえた個々の実際に即した援助を行う。学校・民生児童委員主任児童委員と連携を密にし、課題解決に取り組む。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	保護者からの告知を丁寧に聞き、支援員からの報告を徹底する。保護者に寄り添える姿勢を大切にする。
(3) 学校との連携	学校とは随時情報をやり取りし、子ども一人一人をよく見る。地域教育コーディネーターを介して学校と連携を密にする。放課後ふれあいスクールとは、一体型として活動する。
(4) 地域との連携	民生児童委員・コミ協・学校支援ボランティア・PTAとの連携を密にし、地域全体で課題解決に取り組む。地域行事を共同で行う。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	障害児の入会希望には、子どもと保護者の立場に立って対応し、受け入れを行う。学校や地域の専門機関との連携や、研修による障害児支援の向上を図る。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望や苦情は積極的に聞き、取り入れるべき内容は事業に反映させる。苦情の受付は、面談、電話、書面などで行い、報告書にまとめる。担当者と責任者で内容確認をした上で、解決に向けて話し合いを行う。必要な時には、第三者委員の意見を聞き対応する。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	毎日の安全点検に務める。事故が起こり得るような箇所があれば改善する。火気の取り扱いに注意し、後始末は確実に行う。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	事故、火災、災害については、危機管理マニュアルにそって冷静に対応する。不審者情報を随時確認し、危険回避に務める。ココセコムを活用する。
(3) 個人情報保護	入会申請書、個人利用票は、鍵のかかる書庫に保管し、厳重に管理する。支援員が保育のために知り得た個人情報は、決して口外しないことを徹底する。
(4) 虐待防止	常に子ども一人ひとりをよく見る。気になることがあれば、事務局に相談し、学校や専門機関と連携を取る。
(5) 施設管理	毎日の安全点検、清掃に努める。施錠を確実にする。修繕の必要がある場合は、できる限り対応する。

令和6年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名		社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	
項目		内容	
1 基本方針			
(1) 基本理念		子どもの状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、児童の健全育成を図る。	
(2) 基本方針		①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定 ②遊びなどの活動への意欲と態度の形成 ③遊びや生活などを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立 ④保護者と連携した育成支援と学校や地域の様々な社会資源と連携し、その家庭の子育てを支援する。	
2 運営組織			
(1) 職員配置		支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置し確実なクラブ運営を実施する。	
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容		児童の育成に情熱を持ち、心身ともに健康な支援員を確保し、都道府県認定資格研修を修了するなど質の高い人材を育成する。	
3 運営についての提案			
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成		低・中・高学年の発達段階に応じた綿密な対応を図り、学年を超えたコミュニケーションによる仲間づくりの醸成、積極的な交流・施設外活動による社会性の向上と安全確保能力を含めた自己管理能力の育成を図る。	
(2) 保護者との連携及び保護者支援		安心でんしょぼと、クラブ便り、保護者会や保護者参観等により、保護者との連携を図るとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、適切な支援を行う。	
(3) 学校との連携		日頃から学校との情報共有に努め、子どもの健康状態や心身の状況に応じた支援、事故・犯罪・災害から子どもを守るために連携を図る。	
(4) 地域との連携		社協ならではの長を生かし様々な関係機関と連携するとともに、ふれあいスクールや民生委員・主任との自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織との情報交換・連携に努める。	
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針		入会前にクラブ見学の期間を設け保護者との綿密な情報共有を行うとともに、必要に応じて専門機関と連携を図り、協力できる体制を進める。	
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法		苦情相談窓口を入会のしおり等で周知。アンケート等の実施、第三者機関の設置等により、利用者からの要望・苦情などに適切に対応する。	
4 危機・維持管理			
(1) 事故防止、防災		不意の事故や災害は、いつでも起り得るという危機意識を常に持って、児童の安全確保に万全を期すため、「ひまわりクラブの危機管理」、「リスク管理の手引き」、「保健衛生マニュアル」等の各種マニュアルの活用により周知徹底を図る。	
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応		施設内外の環境の安全に目を配り、各種マニュアルを活用しながら必要な措置等を行うとともに、避難訓練や日頃の活動を通じ周知徹底を図るとともに、災害についての職員研修を実施する。	
(3) 個人情報保護		「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、職員に周知徹底を図り確実に実施する。	
(4) 虐待防止		初期対応マニュアル等により支援員全員で対応方法を共有するとともに、研修等を実施しながら共通理解を図り迅速な対応を行う。	
(5) 施設管理		子どもが「生活」の場として過ごすクラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し施設管理を行う。	